

# 船舶共通通信システム普及促進の ための制度上の方策に関する意見

平成20年6月23日

# 普及促進のための制度上の方策 [免許制度]

## <国際VHF>

- 免許手続の簡素化、外国製機器の利用許可、検査の免除を期待する。(プレジャーボート関係構成員)
- 国際VHFにはやはり従事者資格が必要であると思われる一方、包括免許制の導入も考えられる。3海特において25W出力の無線機器の運用許可を期待。(通信機メーカー構成員)・送信の解除し忘れにより、ch16が占有されないか懸念。運用マナーについての教育が必要。(関係省庁構成員)
- 海岸局が管理されているとは言えない。検査を免除してほしい。(プレジャーボート関係構成員)
- 搭載船舶は常時16chワッチを徹底していくこと。【足立構成員】
- 日本国内で米国FCC認証機と同等な製品の販売、使用ができるような制度。【小泉構成員】
- 漁船側が大型船の使用する150MHz帯を使用するとした場合、装置が高価なため、経営が悪化している中、装備の普及が進まないと思料する。外国では1~2万円台の廉価な装置が販売されている例があるので、(中略)新たな免許取得を不用とするようご配慮いただきたい。【待場構成員】
- 申請様式：個別免許が必要な場合は、国際VHF(F3E 25W以下)が特定船舶局の範囲に該当するようにして、別表第二号の三第3の様式が使用できるようにする。【谷道構成員】
- 例外として、保安チャンネル(CH6, 12, 16)のみ装備した国際VHFは、はがき若しくはA4の用紙1枚の様式とする。【谷道構成員】
- レンタルとしてボートを楽しむ者が増加していることから、小電力ハンデタイプのもを、船単位ではなく個人で持てるようにして欲しいという要望もある。【山田構成員】
- 「共通通信システム」導入にかかわる無線局・従事者資格要件などの見直しの際、日本沿岸での利用という地理的条件や航行船舶数などからも考察を加える必要がある。近距離通信の場合、万一、不適切な運用があった場合、外洋よりも湾内でのそのの方が、周囲へ与える影響は大きいと考えられるため。システムの要件とともに、慎重な検討が必要。【渡辺構成員】

## <マリンVHF等>

- 定期検査、再免許もアマチュア無線並みに。つまり書類の提出のみ。IC化された無線機に発射試験など不要。局の存続等を確認する手続きだけで十分。【窪田構成員】
- 船検制度との融合は検討すべき。【窪田構成員】
- 東京湾、明石海峡等の輻輳海域の限定海域のエリアを対象とした湾内無線局(携帯基地局・携帯局)として船舶側の無線従事者を無資格、小出力の国際VHF(必要最小限CH数、単純な機能、低価格化、簡易な手続き)で免許する。【山崎構成員】
- 定期検査の廃止または簡素化、無線局免許有効期限の見直し、無線機価額の低減【山田構成員】

# 普及促進のための制度上の方策 [無線従事者制度]

- 国際VHFにはやはり従事者資格が必要であると思われる一方、包括免許制の導入も考えられる。3海特において25W出力の無線機器の運用許可を期待。（通信機メーカー構成員）
- 従事者資格の定期更新制の導入を期待。（その他構成員）
- 大型船と小型船では航行管理が異なる。小型船からの頻繁な通話はかえって大型船の航行安全上問題。規制緩和を行う場合は従事者講習の充実が不可欠。（船主関係構成員）
- →通信タイミングの講習が必要。（関係省庁構成員）
- 送信の解除し忘れにより、ch16が占有されないか懸念。運用マナーについての教育が必要。（関係省庁構成員）
- 海上での使用に限り、無資格で扱えるような従事者免許の簡素化。【小泉構成員】
- 地名を特定せず、VTS範囲内なら全て無資格、簡易手続きとする。【山崎構成員】
- 遭難通信を確保するとともに、運用規則に則った通信を担保するため、無線従事者資格が必要と考える。なお、無線従事者の管理の下で通信を行う船舶局は無資格操作を認める。【谷道構成員】
- 海特3：国内通信のみを行うものは、海特3の資格で150MHz帯F3E 25Wまで操作できることとする。【谷道構成員】
- 簡易な操作：海岸局に選任された無線従事者の管理の下に行う船舶局（海特3の操作範囲に限る。）の通信操作及び技術操作は、簡易な操作にする。【谷道構成員】
- 無線従事者免許の必要性についての問い合わせもあるが、一応1日の講習で免許がもらえることで納得して頂いているが、従来に比して一般の人の受講する機会が少なくなっている。【山田構成員】

# 普及促進のための制度上の方策 [その他]

- 普及を優先的に考えるのであれば、システムの機能についてはハードルを低く設定する必要がある。(海難防止関係構成員)
- 普及を十分に配慮するのであれば、共通通信システムを国際規格に合わせる必要がある。(通信機メーカー構成員)
- 無線機器を低コストにすることで普及を図り、それによりまた、無線機器の低コスト化を図るといような好循環が望ましい。(プレジャーボート関係構成員)
- 大型船と小型船では航行管理が異なる。小型船からの頻繁な通話はかえって大型船の航行安全上問題。規制緩和を行う場合は従事者講習の充実が不可欠。(船主関係構成員)
  - 通信タイミングの講習が必要。(関係省庁構成員)
- 送信の解除し忘れにより、ch16が占有されないか懸念。運用マナーについての教育が必要。(関係省庁構成員)
- マリンVHF自体の普及促進策の検討も必要。マリーナの機能向上等。(通信機メーカー構成員)
- 海岸局側の問題もあるが、マリンVHF機器の種類が少ないのが問題。(プレジャーボート関係)
- 免許制度の簡略化【宮寺構成員】
- 漁船・プレジャーボートへの義務化、補助【宮寺構成員】
- 安・便・単、これにつきる。安い費用、利便性、そして簡単が普及の条件だ。【足立構成員】
- 設置及び運用が簡便かつ安価なもの(推測)【天辰・大久保・杉浦構成員】
- 漁船側が大型船の使用する150MHz帯を使用するとした場合、装置が高価なため、経営が悪化している中、装備の普及が進まないと思料する。外国では1~2万円台の廉価な装置が販売されている例があるので、我が国でもそのような価格で機器が販売されるよう、環境整備を行っていただきたい。その際には、新たな免許取得を不用とするようご配慮いただきたい。【待場構成員】

## <マリンVHF>

- マリーナに所属していなくても免許可にする【宮寺構成員】
- 開局の手続きはアマチュア無線並みに。つまり技適機種であれば届け出書類の提出のみ。【窪田構成員】
- 連続送信時間制限はCH16およびCH77のみに限定する【宮寺構成員】
- ほとんど意味のない海岸局への加入は廃止する。既存の海岸局を運営する組織が既得権の確保を目指し、それを容認するようなことがあれば、これまでもあたかも「海岸局への加入は義務」と思わせるような指導を行ってきた総務省の失策を重ねる愚行である。【窪田構成員】
- 設置及び運用が簡便かつ安価なもの(推測)【天辰・大久保・杉浦構成員】
- 設備に対する助成。【田原構成員】

## <27MHz1WDSB>

- 義務化および補助金制度【宮寺構成員】
- 27MHzのデジタル化及び他システムとの相互接続の要素技術の開発。【山崎構成員】
- 小型船舶救急連絡装置の導入【清水構成員】
- 大型船等と漁船の間の相互交信のために、漁船側が使用している1WDSB無線27MHzを受信できる装置を大型船にも設置していただきたい。【待場構成員】